

地域で育てるガイドブック（仮称）作成業務委託 プロポーザル公募要領

【留意事項】

令和7年第1回岐阜県議会定例会において本事業に係る令和7年度当初予算が可決成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務は実施しませんので、予め御承知願います。

なお、このことに伴い、プロポーザル参加者において損害が生じた場合にあっては、県ではその損害について一切負担しません。

第1 事業の趣旨・目的

地域全体の子育て支援意識の醸成のため、個々の力を蓄え、地域全体の基礎力を向上させるためのツールとして、地域で育てるガイドブック（仮称）を作成します。

この事業を委託するにあたり、委託業務の内容、プロポーザルにあたっての参加要件及び選定手続を、この公募要領で定めます。

第2 募集の内容

1 業務名

地域で育てるガイドブック（仮称）作成業務委託

2 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

3 業務期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

4 委託費の上限

2,226,811円（消費税及び地方消費税込み）

※委託費の上限額を超える見積額の提案は失格とします。

第3 プロポーザルに係る事項

1 参加者要件

本プロポーザルに参加できる者は、本業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人であって、下記（1）から（8）までのすべての要件を満たしていることとします。

（1）日本国内に本社、本店、支店または活動拠点を置いている法人等であること。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（3）役員に、次の①又は②のいずれかに該当する者がいないこと。

① 破産者で復権を得ない者

② 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) プロポーザル評価会議の日において、岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登録されている者であること。
- (6) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく指名停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。
- (7) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。

2 企画提案書の作成

「第2 募集の内容」の仕様に従い、下記の項目について様式1に沿って作成してください。

(1) 企画案の内容等

① 作成計画

ガイドブックの作成スケジュール、事業完了までの具体的なスケジュール

② ガイドブックの企画

- ・表紙デザイン
- ・全体レイアウト、デザイン
- ・取材予定先一覧
- ・取材における「声」集めの工夫点
- ・子ども、子育て当事者に対する取材の工夫点
- ・取材先を選定した理由
- ・国における子育て支援策
- ・県内の子育て支援施設紹介
- ・あなたができる子育て応援

③ その他

事業実施に当たり提案する内容があれば記載してください。

(2) 業務の実施体制

本業務にあたる社員、運営スタッフ等の体制を記載してください。（業務の処理にあたっての人員の配置や担当業務等）

(3) 業務を実施するにあたっての貴法人の特色及び優位性

事業を実施する上で、他の法人と比較した優位性があればご記入ください。

過去のガイドブック作成（子育て支援や地域紹介）の実績及び他の地方自治体での実績があれば記載してください。

(4) 提案金額（消費税及び地方消費税相当額を含めた金額）

3 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

項 目	日 程
-----	-----

① 公募要領等の公表・配布	令和7年3月6日(木)～令和7年3月28日(金)
② 公募要領等に関する質問受付	令和7年3月6日(木)～令和7年3月28日(金)
③ プロポーザル参加申込受付	令和7年3月6日(木)～令和7年3月28日(金)
④ 企画提案書の受付	令和7年3月6日(木)～令和7年4月7日(月)
⑤ プロポーザル評価会議	令和7年4月中旬(予定)
⑥ 評価結果の通知・公表	令和7年5月上旬(予定)

※配布及び受付日は、県の機関の休日を除く。

(2) 公募要領等の公表・配布

① 配布日時

令和7年3月6日(木)～令和7年3月28日(金)

午前8時30分から午後5時15分まで

② 配布場所

岐阜県庁ホームページ「トップ／県政情報／入札・公売／公募型プロポーザル」
 (https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/search/search.php?search_bid_kwd=&ctg%5B%5D=5&sec02=0&sec01=0&date1=&date2=&search=1) からダウンロードしてください。

なお、郵便等での配布は行いません。

※インターネット等の環境がない場合は紙媒体で配布しますので、下記までお越しください。

岐阜県 健康福祉部 子ども・女性局 子育て支援課

(〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番地1号 岐阜県庁14階)

※県庁1階の総合受付で入庁手続きを行ってください。

(3) 公募要領等に係る質問書の受付及び回答の公表

① 質問書受付期間

令和7年3月6日(木)～令和7年3月28日(金)

② 質問書提出方法

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、別添1「質問書」を子育て支援課あてに郵送、FAX又は電子メールにファイル(ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。)を添付し提出してください。

③ 回答方法

質問に対する回答は、随時、上記ホームページ上にて公表します。

(4) プロポーザル参加申込書の提出方法

① 参加受付期間

令和7年3月6日(木)～令和7年3月28日(金)

② 提出書類

参加申込書(別添2)

③ 提出方法

・令和7年3月28日(金)午後5時15分までに持参、郵送又は電子メールのいずれかの方法で、子育て支援課に提出してください。

・持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜

日、祝日を除く)とし、郵送又は電子メールの場合は、締め切り日当日の午後5時15分までに子育て支援課に到着したものを有効とします。

- ・ 郵送の場合、必ず「特定記録」としてください。
- ・ 郵送又は電子メールの場合は、届いているかどうかの確認を電話により行ってください。

(5) 企画提案書等、書類の提出方法

① 提案書受付期間

令和7年3月6日(木)～令和7年4月7日(月)

② 提出書類

- ア 企画提案書(様式1)
- イ 法人概要書(様式2)
- ウ 誓約書(様式3)
- エ 社会的課題への取組み(様式4)
- オ 提案金額の見積書(様式自由)

③ 提出部数

8部(原本1部、副本7部)

④ 提出方法

- ・ 令和7年4月7日(月)午後5時15分までに持参又は郵送のいずれかの方法で、子育て支援課に提出してください。
- ・ 持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)とし、郵便の場合は、締め切り日当日の午後5時15分までに子育て支援課に到着したものを有効とします。
- ・ 郵送の場合、必ず「特定記録」としてください。

⑤ その他

県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

(6) プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効となる場合があります。

- ア 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合。
- イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載をした場合。
- オ 委託費の上限を超える見積額の提案を行った場合。
- カ 評価会議終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合。
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めません。

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦ その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等提出書類の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退する場合は、評価会議開催日の前日までに、辞退届（様式自由）を子育て支援課に持参又は郵送により提出してください。

(7) 見積書作成に当たっての注意事項

① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込額とします。

② 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積書の合計欄に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含んだ総額とし、消費税及び地方消費税額は、消費税及び地方消費税欄に記載することとしてください。

第4 評価に係る事項

1 評価方法

別に定める構成員により構成される「「地域で育てるガイドブック（仮称）」作成業務委託プロポーザル評価会議」が行います。

2 プロポーザル評価会議

(1) 開催日時

令和7年4月中旬（予定）

(2) 開催場所

岐阜県庁 20階会議室（予定）

（〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号）

(3) プロポーザルの所要時間

・プレゼンテーション 20分間

その後、構成員からの質疑

(4) 注意事項

・各提案者のプレゼンテーション開催日、開催時間、指定時間及び開催場所等の詳細については、企画提案書提出後、別途通知します。

・プレゼンテーションを行う方は3名までとします。なお、事業を説明できる方であれば、事業担当者である必要はありません。

・プレゼンテーションは企画提案書のみを使用して行うものとし、当日に新規資料を配布すること及びスライド機材等を使用することはできません。

・各提案者は、他の応募者のプロポーザル提案を傍聴することができません。

- ・ 指定の時間に遅れた場合には、評価対象といたしません。

3 評価項目及び評価内容

別表のとおりです。

4 最優秀提案者の選定

(1) 選定方法

県が別に定める「地域で育てるガイドブック（仮称）作成業務委託プロポーザル評価要領」に基づき、評価会議において次のとおり選定します。

- ① 評価会議構成員において別表の評価基準に基づき評価し、提案者ごとの合計点を比較して順位をつけます。
- ② 順位点として、1位には提案者数と同一の点数（例えば、提案者数が5者であれば5点。）、2位以下には順に1点ずつ減じた点数を順位点として付与します。
ただし、同順位の提案者が複数あるときは、当該順位点及びその下位にあつて空位となる各順位の順位点の合計を同順位の提案者で除して得られる点数とします。
- ③ 提案者ごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付けます。
ただし、順位点の合計が同点の場合は見積額が少ない者を高い順位とします。
なお、同点かつ見積額が同額の場合は、同者らによるくじ引きにより決定します。
- ④ 最も順位が高い者を最優秀提案者として決定します。
- ⑤ ①の評価会議構成員の評価点の合計が評価点上限の合計点の60%を基準点として、基準点を満たさない提案者は選定の対象といたしません。

(2) 提案者が1者又はない場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該応募者を最優秀提案者とします。基準点に満たない場合、又は提案者がいない場合には再度公募を検討するものとします。

5 評価結果の通知及び公表

評価結果は選定後、提案者に文書で通知するとともにホームページ上で公表します。

なお、電話等による問い合わせには応じません。

公表する内容は以下のとおりです。

- (1) 最優秀提案者の名称及び評価点
- (2) 全提案者の名称（申込順）
- (3) 全提案者の評価点及び順位点※（得点順）
- (4) 最優秀提案者の選定理由
- (5) 評価会議構成員の氏名
- (6) 価格点及び提案金額
- (7) その他

※提案者が2者の場合には、提案者の競争上の地位に配慮し、(3)及び(6)を公表しないこととします。

第5 契約の締結

- (1) 最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」又は「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基

づく入札参加者停止措置をプロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたとき、又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する場合は、当該最優秀提案者と契約を締結しません。また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除します。

- (2) 選定した最優秀提案者と県とが協議し、本業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と県との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、契約額が見積額と同じになるとは限りません。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において順位点が次に高い提案者（基準点を満たした者に限る）と協議を行うこととします。

- (3) 最優秀提案者決定後、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行います。電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに県あてに「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」をご提出ください。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、あらかじめ県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

2 個人情報の取扱いについて

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び仕様書別記2「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に必要な措置を講じてください。

3 情報セキュリティ

受託者は、仕様書別記3「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守してください。

4 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

5 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、その他関係法令を遵守してください。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとしします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとしします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとしします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供することとしします。

第8 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8570

岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁14階）

岐阜県健康福祉部子ども・女性局子育て支援課 子育て支援係

TEL：058-272-8077（直通）

FAX：058-278-2880

電子メールアドレス：c11236@pref.gifu.lg.jp

「地域で育てるガイドブック（仮称）」作成業務委託プロポーザル 評価基準

1 評価の方法について

企画提案の内容・実施能力等に関する評価

【評価点】（155点）＝【事業実施体制・運営点】（30点）＋【事業の企画・実施点】（120点）＋【社会的課題への取組み】（5点）

2 採点について

下記の評価項目及び評価内容に基づき採点する（155点満点）。

1 事業実施体制・運営

評価項目	評価基準点				
	10点	8点	5点	2点	0点
① 仕様書に基づき、業務の目的及び内容を正しく理解し、必要な事項が提案されているか。	とても優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
② 過去の実績等から、業務の実施・運営を行う受託能力があるか。また、十分な体制(人員等)が確保されているか。	とても優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
③ 提案金額及びその積算内容は妥当か。	とても優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
小計	30点満点				

2 事業の企画・実施

評価項目	評価基準点				
	30点	24点	15点	6点	0点
④ 提案内容は地域全体の子育て支援意識の醸成につながり、内容理解がしやすいものか。	とても優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
⑤ 協力者、支援者、利用者、子ども、子育て当事者等への取材について工夫されているか。	とても優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
	20点	15点	10点	5点	0点
⑥ 業務全体について、具体的なスケジュール及び実施体制を含む提案内容になっており、適切かつ円滑に実施することができるか。	とても優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
⑦ 記事が魅力的な内容となるような取材、撮影体制が組まれているか。	とても優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
	10点	8点	5点	2点	0点
⑧ 手に取ってみたいくなるデザイン、レイアウトとなっているか。	とても優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
⑨ 仕様書に記載されていない独自性の企画があり、本業務の品質を高めると期待できる効果的な独自提案が盛り込まれているか。	とても優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
小計	120点満点				

3 社会的課題への取組み

評価項目	評価基準点
⑩ 仕事と家庭の両立（3点）	該当する場合に加点（1～3点）
⑪ 障がい者雇用（1点）	該当する場合に加点（1点）
⑫ 若者の採用・育成（1点）	該当する場合に加点（1点）
小計	5点満点